

【37用語】

交迭（こうてつ）..更迭、前任者が辞めて新任者に替わること、交替
爾來（じらい）..爾來、それより後、そのとき以来

課僚（かりょう）..官庁等の各課の職員、課員

録上（ろくじょう）..書面等に記すこと、記録すること

陳述（ちんじゅつ）..口頭又は書面で述べること

麾下（きか）..徳川将軍家の直属の家臣、旗下、幕下

錯綜（さくそう）..複雜に入り組むこと、入り交じること

隸属（れいぞく）..他の支配下にあること、従属、配下

幾ク（いくばく）..幾許、どれほど、どのくらい、それほど

闔国（こうこく）..全国、举国

郡衙（ぐんが）..郡司の長、郡役所

【37解説】

明治九年（一八七六）八月、第二次群馬県の成立に伴い熊谷県令から群馬県令に転任した楫取素彦は、以後、明治十七年三月までの約九年間、維新後の激動期にあつて難治県といわれた群馬県の基盤づくりと県政の発展に大きく貢献した人物として知られる。楫取は着任以降、まず民衆を教化するため県下を巡視して、小中学校の普及や医学校・師範学校の設立など教育行政を推進した。また勧業面では蚕糸業の奨励を積極的に行い、本県は蚕糸業の先進県となつたのである。

本文書は、楫取県令が元老院議官に転出し、新たに佐藤與三が群馬県令として就任した際の新旧県令間の事務引継書である。これは各課ごとに作成された事業実績や現況などを「事務引継演説書」として取りまとめたもので、庶務課をはじめ勧業・収税・学務・兵事・衛生・土木・会計・警察・監獄など、県政全般にわたり詳細に記載されている。よつて、草創期から確立期における本県の沿革や足跡を知る上で、貴重な基本資料といえよう。